

佐賀県公安委員会事務決裁等規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年7月31日

佐賀県公安委員会委員長 吉 富 啓 子

佐賀県公安委員会規則第11号

佐賀県公安委員会事務決裁等規則の一部を改正する規則

佐賀県公安委員会事務決裁等規則（平成15年佐賀県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
別表第1（第3条関係）			別表第1（第3条関係）		
事務の種類	根拠規定	決裁事項	事務の種類	根拠規定	決裁事項
略			略		
<u>風俗環境浄化協会に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第3号）に規定する事務</u>	第6条	役員又は調査員に対する解任勧告	<u>風俗環境浄化協会等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第3号）に規定する事務</u>	第6条	役員又は調査員に対する解任勧告
略			略		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。